

○太田市学校適正規模及び適正配置審議会条例

令和4年3月17日

条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、太田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、太田市学校適正規模及び適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校(以下これらを「学校」という。)の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校の校長
- (3) 学校の児童又は生徒の保護者
- (4) 市内の住民自治組織の役員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はその者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略